令和２年９月 17 日

各指定重度訪問介護事業所
管理者　　様

大阪市福祉局障がい者施策部
障　が　い　支　援　課　長
（担当：大谷・緒方　06-6208-8245）

重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の二人介助の取扱いの一部変更について（追加）

平素は、本市障がい福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、平成 30 年７月 10 日付け事務連絡「重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の二人介助の取扱いについて（通知）」にてお知らせしていた件について、これまで支援計画のとおり毎月受給者証が発行されることとなる等、利用者にとって管理しづらい取扱いとなっていました。

つきましては、次のとおり受給者証、決定通知書の表記等取扱いを一部変更しますので、お知らせします。

また、上記理由により発出しました**令和２年８月 27 日付け事務連絡「重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の二人介助の取扱いの一部変更について」ですが、受給者証の記載内容や支給決定後の支援計画変更の際の取扱いを、本事務連絡のとおり追加変更しますので、ご対応いただきますようお願いします。**

本件についてご不明な点がある場合は上記担当までお問合せいただきますようお願いします。

記

１　重度訪問介護における二人介助について

平成 30 年度の報酬改定により、「意思疎通が困難、または適切な体位変換等の支援を要する障がい支援区分６の者に対して、事業所に新規に採用された従業者（以下「新任従業者」という。）が支援を行う場合、当該利用者の支援に熟練した従業者（以下「熟練従業者」という。）が同行し支援を行う」場合についても、二人介助として算定が可能となりました。

２　利用者の要件について

次の両方の要件をみたす者

・障がい支援区分６の者

・新任従業者だけでは障がい特性を理解した適切な支援が十分に受けられないと見込まれる者

３　新任従業者及び熟練従業者の要件について

（１）新任従業者

・事業所に新規採用されてから６か月以内の重度訪問介護従業者（原則 120 時間以内とする）。

・当該利用者への支援が１年未満となることが見込まれる者は除きます。

※事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、６か月を超過することも可能とします。

・新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、当該従業者ごとに 120 時間以内となります。

（２）熟練従業者

当該利用者の障がい特性を理解し、適切な支援を提供できる者であり、かつ当該利用者への支援について、当該利用者及び事業所から十分な評価がある重度訪問介護従業者

※新任従業者と異なる事業所である場合、また複数の新任従業者に同行する場合も可能とします。

４　熟練従業者による同行支援の支援内容について

新任従業者が支援方法を習得するまでの間、熟練従業者が同行し共に支援を行う。

・コミュニケーション技術

・適切な体位変換等全ての支援内容を伝達（※見守り時間を含む）

※算定の対象とならない例

・熟練従業者が行っている支援に、見学のみを行うため新任従業者が同行する場合

・従来の二人介助の支援に対して、更に熟練従業者が同行する場合

※三人介助となるため認められません。

５　支給決定について

（１）個別支援計画

・熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性及び当該利用者の状態像、新任従業者の経験等を踏まえて必要な時間及び期間を個別支援計画に定めていただきますようお願いします。

・原則、１人の利用者に対して、年間で３人の新任従業者に算定できるものとします。

※年間３人の算定の管理については、各事業所において別添１のとおり、受給者証へ記載し、各事業所間で確認をお願いします。従事状況によりやむを得ない場合は年間３人を超える場合も可能とします。（届出は不要ですが、必要に応じて聴き取りをさせていただく場合があります）

（２）支給決定

①現在、支給決定を行っている時間内で対応が可能な場合、申請及び届出等は不要です。

②現在、支給決定を行っている時間数では対応ができない場合、利用者へ同意いただいたうえで、お住まいの区保健福祉センターへ利用者の意向により記載された「介護給付費支給量等変更申請書」、事業所において作成された個別支援計画、新任従業者の経験等のわかるものをご提出いただきますようお願いします。

また、支給量変更にあたっては、サービス等利用計画案の作成が必要であることから、計画相談支援をご利用されている利用者については、指定特定相談支援事業所と十分連携していただきますようお願いします。

申請に基づき、区保健福祉センターにおいて、受給者証及び決定通知書へ別添２のとおり記載し交付しますので確認をお願いします。

（新任従業者の経歴や利用者の状態像から、時間数及び期間の必要性について、聴き取りを行う場合があります。）

【参考】

支給決定時間＋必要時間	必要書類	支給決定	事業所
①支給決定時間内	不要	改めて支給決定は行いません。	受給者証記載（※別添１）
②支給決定時間超	・介護給付費等支給量等変更申請書 ・支援計画書 ・新任従業者の経歴書	支給決定を行います。 **受給者証、決定通知書表記（※別添２）**	

６　報酬及び実績記録表の提出、決定後の支援計画の変更について

（１）報酬

個別支援計画に基づき、新任従業者が熟練従業者から支援方法の伝達及び伝達にかかる支援を同時に２人で行った場合、それぞれの従業者に対し、所定単位数の１００分の８５を算定します。

（２）実績記録票の写しの提出

報酬請求時の審査のために、事業所におきましては、同行支援が認められている月について、実績記録票の写し（該当月に何時間従事したかわかるもの）を翌月 10 日までに福祉局障がい施策部障がい支援課あて送付してください。

（３）決定後の支援計画の変更

本取扱いによる決定後に、計画していた新任従業者の人数や時間数や期間が変更になった場合については、報酬請求時の審査のために管理しておく必要があるため、決定を行った区保健福祉センターへ電話などによる変更の連絡を必ずお願いします。

取扱いの詳細は別添３のＱ＆Ａを参照してください。

【別添１】

＜受給者証（七）～（九）　記載例＞

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	中之島ヘルパーステーション　同行支援　１人	
	サービス内容	重度訪問介護	事業者確認印
	契約支給量	月　１３０時間　分	中之島 ﾍﾙﾊﾟｰ
	契約日	令和２年５月１日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称	大阪介護ケア　同行支援　２人	
	サービス内容	重度訪問介護	事業者確認印
	契約支給量	月　１００時間　分	大阪 介護
	契約日	令和２年５月１５日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月　時間　分	
	契約日	令和　年　月　日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

（記載例）
「事業者及びその事業所の名称」の空いている箇所へ各事業所において「同行支援　○人」と記入する。空きスペースがない場合は右端を利用し記入も可。

【別添２】

＜決定通知明細書　記載例＞

受給者証番号	9001234567	支給決定障がい者（保護者）氏名	大阪　太郎
決定年月日	令和２年５月１日から令和３年４月 30 日まで		
支給決定にかかる児童	居住地		
	氏名		

変更	サービス種類	サービス内容	支給量	支給決定期間	
				開始	終了
	重度訪問介護	著しく重度該当	300.0	令和２年５月１日	令和３年４月 30 日
		うち移動中介護の加算対象時間数	51.0		
	【令和２年５月】	【令和２年６月】	【令和２年７月】		
	同行支援対応　１人、６０時間 うち移動中介護　３０時間	同行支援対応　１人、４０時間 うち移動中介護　２０時間	同行支援対応　１人、２０時間 うち移動中介護　１０時間		
	合計 360 時間（うち移動 81 時間）	合計 340 時間（うち移動 71 時間）	合計 320 時間（うち移動 61 時間）		

現行の支給決定時間に支援計画記載の同行支援時間（上限 120 時間）を合算した場合は、記載例のようにそれぞれ表記されます。

※同行支援対応時間を含めない現行の支給決定時間数のまま

＜受給者証　記載例＞

介護給付費の支給決定内容	
障がい支援区分	区分６
認定有効期間	令和２年５月１日から令和４年４月 30 日まで
サービス種別	重度訪問介護
支給量等	「著しく重度該当」 300.00 時間／月　R2.5.1～R3.4.30 うち移動中介護の加算対象時間数 51.00 時間／月　R2.5.1～R3.4.30 【同行支援可】（１人、１２０時間）
支給決定期間	令和２年５月１日から令和３年４月 30 日まで

「重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の二人介助の取扱いの
一部変更について」（追加）（令和２年９月17日付事務連絡）に係るＱ＆Ａについて

問１
２人目以降の新任従業者が新たに見つかった場合の取扱いは？

答１
同行支援の新任従業者を追加するにあたっては、区保健福祉センターに追加の連絡（個別支援計画、新たな新任従業者の経験等のわかるものの提出）をし、追加が認められるか否かを確認のうえで、新たな新任従事者による同行支援を実施してください。この場合、受給者証に記載している従業者数や時間と相違が生じますので、利用者へのご説明をお願いします（受給者証の記載を訂正してほしい場合は、区へ受給者証の再交付をお申し出ください）。
なお、原則、１人の利用者に対して年間で３人の新任従業者を算定できるものとしていますが、従事状況によりやむを得ない場合は年間３人を超える場合も可能としています。

問２
同行支援の時間や期間に変更のあった場合の取扱いは？

答２
例として、同行支援の時間を当初新任従業者 1 人 100 時間で決定していた場合に、その後、上限の 120 時間に変更するにあたっては、区保健福祉センターに電話などによる変更の連絡のうえで、新たな時間数による同行支援を実施してください。この場合、受給者証に記載している時間と相違が生じますので、利用者へのご説明をお願いします（受給者証の記載を訂正してほしい場合は、区へ受給者証の再交付をお申し出ください）。
また、令和２年５月から７月の間で同行支援が 120 時間（5 月-60 時間、6 月-40 時間、7 月-20 時間）の個別支援計画となっている場合に、５月から７月の間で 120 時間という同行支援の時間数に変更はないが、時間の割り振りが変更となった場合（例えば 5 月-20 時間、6 月-40 時間、7 月-60 時間になる等）についても、区保健福祉センターへの電話などによる変更の連絡をお願いします。
なお、５月から７月の期間を（計画に変更があり時間数に余剰が生じたため）８月以降にも延長する場合は、区保健福祉センターへ電話などで連絡し、８月以降も「新規採用されてから 6 か月以内」に該当するため延長が認められるか否かを確認のうえで、期間を延長してください。
※　この取扱いに伴い、令和 2 年 8 月 27 日付け事務連絡「重度訪問介護における熟練従業

者による同行支援の二人介助の取扱いの一部変更について」の別添＜受給者証　記載例＞から同行支援期間の記載を削除いたします。

問３
　区保健福祉センターと福祉局との間で非定型協議が行われるのか？

答３
　同行支援を認めることで、区保健福祉センターにて決定可能な基準時間を超える場合は、区保健福祉センターと福祉局との間で検討および非定型協議を行います。
　ただし、上記問１、問２のような支給決定後の計画の変更（新任従業者の人数、計画時間数、期間）については、区保健福祉センターへの連絡・確認は必要ですが、再度の非定型協議は行いません。
　なお、同行支援にかかる非定型協議に諮る場合であっても、区保健福祉センターにおける認定区分審査会に諮ることは不要としています。

問４
　新任従業者が同時に複数入る場合の報酬算定は、どのように行えばよいか？

答４
　個別支援計画に基づき、新任従業者が熟練従業者から支援方法の伝達及び伝達にかかる支援を同時に２人で行った場合、それぞれの従業者に対し、所定単位数の１００分の８５を算定します。

（参考）通常の二人介助の場合
　個別支援計画に基づき、同時に２人で行う必要がある介助を行った場合、それぞれの従業者に対し、所定単位数を算定する。

計算例（１）新任従業者が１名で支給決定を行う場合
　（例）通常の支給決定時間３００時間＋同行支援１人：６０時間
　　合計３６０時間の場合

◆所定単位数の１００／１００の算定
　３６０時間－１２０時間（新任従業者６０時間＋熟練従業者６０時間）

＝２４０時間（通常どおりの算定）

◆所定単位数の８５／１００の算定
１２０時間（新任従業者６０時間＋熟練従業者６０時間）
新任従業者及び熟練従業者それぞれに８５／１００の算定となります。

計算例（２）新任従業者が３名で支給決定を行う場合
（例）通常の支給決定時間３００時間＋同行支援３人：計７０時間
合計３７０時間の場合

◆所定単位数の１００／１００算定
３７０時間－１４０時間（※）
（※新任従業者３人　Ａ３０時間＋Ｂ２０時間＋Ｃ２０時間＋熟練従業者
７０時間）
＝２３０時間（通常どおりの算定）

◆所定単位数の８５／１００の算定
１４０時間（新任従業者３人合計７０時間＋熟練従業者７０時間）
新任従業者及び熟練従業者それぞれに８５／１００の算定となります。

【参考】
通常の支給決定３００時間に同行支援１人６０時間の支給決定を行う場合
支給決定時間　３６０時間（３００時間＋６０時間）
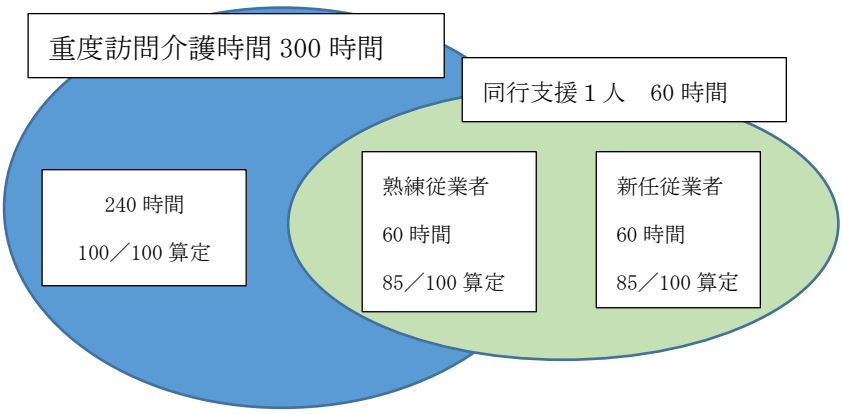
支給決定時間　３６０時間